

(a) この議定書の実施のために必要な事項について勧告すること。

(b) この議定書の実施のために必要と認められる補助機関を設置すること。

(c) 適当な場合には、能力を有する国際機関並びに政府間及び非政府の団体による役務、協力及び情報の提供を求め、並びにこれらを利用すること。

(d) 第三十三条の規定に従つて提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定することと並びにそのような情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。

(e) 必要に応じ、この議定書の実施のために必要と認められるこの議定書及びその附屬書の改正並びにこの議定書の追加附屬書を検討し、及び採択すること。

(f) この議定書の実施のために必要なその他の任務を遂行すること。

5 締約国会議の手続規則及び条約の財政規則は、この議定書の下で準用する。ただし、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議がコンセンサス方式により別段の決定を行う場合を除く。

6 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合は、この議定書の効力発生の日の後に開催される最初の締約国会議の会合と併せて事務局が招集する。この議定書の締約国の会合とし

ての役割を果たす締約国会議のその後の通常会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が別段の決定を行わない限り、締約国会議の通常会合と併せて開催する。

7　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の特別会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の中でも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

8　国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであつて条約の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この議定書の対象とされていいる事項について認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもののいずれであるかを問わない。）であつて、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の中の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席する」とを認められる。オブザーバーの出席については、この条に別段の定めがある

場合を除くほか、5に規定する手続規則に従う。

### 第三十条 補助機関

1 条約によりて設置された補助機関は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定に基づきこの議定書のためにその任務を遂行することができる。この場合には、この議定書の締約国との会合は、当該補助機関がどの任務を遂行するかを特定する。

2 条約の締約国であつてこの議定書の締約国でないものは、これに規定する補助機関の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。条約の補助機関がこの議定書の補助機関としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。

3 条約の補助機関がこの議定書に関する事項についてその任務を遂行するときは、条約の締約国であつてその時点でのこの議定書の締約国でないものを代表する当該補助機関の議長団の構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国の中から選出された構成員によつて代わられる。

### 第三十一条 事務局

1 条約第一一十四条の規定によつて設置された事務局は、この議定書の事務局としての役割を果たす。

2 事務局の任務に関する条約第一一十四条1の規定は、この議定書について準用する。

3 この議定書のために提供される事務局の役務に係る費用は、区別することができる範囲において、この議定書の締約国が負担する。このため、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第一回会合において必要な予算措置について決定する。

### 第三十二条 条約との関係

条約における議定書に関する規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について適用する。

### 第三十三条 監視及び報告

締約国は、この議定書に基づく由国の義務の履行状況を監視し、及びこの議定書を実施するためにとつた措置につき、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定する一定の間隔で、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に報告する。

### 第三十四条 遵守

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第一回会合において、この議定書の

規定を遵守することを促進し及び不履行の事案に対処するための協力についての手続及びそのための組織的な制度を検討し、及び承認する。これらの手續及び制度には、適当な場合には、助言又は支援を行うための規定を含める。これらの手續及び制度は、条約第二十七条に定める紛争解決のための手續及び制度とは別個のものであり、また、これらに影響を及ぼすものではない。

#### 第三十五条 評価及び再検討

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の効力発生の五年後に及びその後は少なくとも五年ごとに、この議定書の有効性についての評価（この議定書の手續及び附屬書についての評価を含む。）を行う。

#### 第三十六条 署名

この議定書は、二千零五年五月十五日から二十六日まではナイロビにある国際連合事務所において、二千零六年五月五日から二千零六年六月四日まではニューヨークにある国際連合本部において、国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

#### 第三十七条 効力発生

1 この議定書は、条約の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、1の規定に基づいて効力が生じた後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関が批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後九十日目の日又は条約が当該国若しくは機関について効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

### 第三十八条 留保

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

### 第三十九条 脱退

1 締約国は、この議定書が自國について効力を生じた日から一年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この議定書から脱退することができる。

2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定される日に効力を生ずる。

#### 第四十条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

一九年一月一十九日在モントリオールで作成した。

附属書 I 第八条、第十条及び第十三条の規定により通告において必要とされる情報

- (a) 輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先についての詳細
- (b) 輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先についての詳細
- (c) 改変された生物の名称及びその識別についての情報並びに改変された生物の安全性の水準について輸出国における国内の分類がある場合にはその分類
- (d) 国境を越える移動が予定される日が判明している場合にはその日
- (e) 改変された生物の安全性に関連する受容体生物又は親生物の分類学上の位置、一般名称、採集され又是取得された場所及び特性
- (f) 受容体生物又は親生物の起原の中心及び遺伝的多様性の中心が判明している場合にはそれらの中心並びにこれらの生物が存続し又は繁殖する可能性のある生息地に関する説明
- (g) 改変された生物の安全性に関連する供与体生物の分類学上の位置、一般名称、採集され又是取得された場所及び特性

(h) 導入された核酸又は改変、使用された技術及びこれらの結果改変された生物に生じた特性に関する説明

(i) 改変された生物又はこれに係る產品（改変された生物に由来する加工された素材であつて、現代のバイオテクノロジーの利用によつて得られる複製可能な遺伝素材の新たな組合せ（検出する）ことのできるもの）を有するもの）の予定される用途

(j) 移送される改変された生物の数量又は容積

(k) 附屬書Ⅲの規定に適合する既存の危険性の評価に関する報告

(l) 適当な場合には、包装、ラベル等による表示、文書の添付、処分及び緊急時の手続を含む安全な取扱い、保管、輸送及び利用の方法についての提案

(m) 輸出国内における改変された生物の規制の状況（例えば、当該改変された生物が輸出国において禁止されているか否か、他に制限があるか否か又は当該改変された生物の一般的な放出が承認されているか否か）及び当該改変された生物が輸出国において禁止されている場合にはその禁止の理由

(n) 移送される改変された生物に関する輸出者が他の国に対して行った通告の結果及び目的

(o)

(a)から(5)までの情報が事実関係について正確である」との宣言

附屬書II 第十一条の規定により食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする  
改変された生物に関する必要とされる情報

- (a) 国内利用に係る決定についての申請を行う者の氏名又は名称及び連絡先についての詳細
- (b) (a)の決定について責任を有する当局の名称及び連絡先についての詳細
- (c) 改変された生物の名称及びその識別についての情報
- (d) 遺伝子の改変、使用された技術及びこれらの結果改変された生物に生じた特性に関する説明
- (e) 改変された生物の統一された識別記号
- (f) 改変された生物の安全性に関する受容体生物又は親生物の分類学上の位置、一般名称、採集され又は取得された場所及び特性
- (g) 受容体生物又は親生物の起原の中心及び遺伝的多様性の中心が判明している場合にはそれらの中心並びにこれらの生物が存続し又は繁殖する可能性のある生息地に関する説明
- (h) 改変された生物の安全性に関する供与体生物の分類学上の位置、一般名称、採集され又は取得され

た場所及び特性

改変された生物の承認された用途

附屬書IIIの規定に適合する危険性の評価に関する報告

- (k) (j) (i)
- 適當な場合には、包装、ラベル等による表示、文書の添付、処分及び緊急時の手続を含む安全な取扱い、保管、輸送及び利用の方法についての提案

### 附屬書Ⅲ 危険性の評価

#### 目的

1 この議定書に基づく危険性の評価は、改変された生物が潜在的な受容環境において生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を特定し及び評価することを目的とする。

#### 危険性の評価の利用

2 危険性の評価は、特に、権限のある当局が改変された生物について情報に基づく意思決定を行うために用いる。

#### 一般原則

3 危険性の評価は、科学的に適正なかつ透明性のある方法で実施されるべきであり、関連する国際機関の専門的な助言及びこれらの機関によって作成された指針を考慮することができる。

4 科学的な知識又は科学的な意見の一一致がないことは、必ずしも、特定の水準の危険があること、危険が

ない」と又は「危険が許容することのできるものである」と示すと解すべきではない。

5 改変された生物又はこれに係る産品（改変された生物に由来する加工された素材であつて、現代のバイオテクノロジーの利用によって得られる複製可能な遺伝素材の新たな組合せ（検出する）ことのできるもの）を有するもの（に係る危険は、改変されていない受容体生物又は親生物が潜在的な受容環境において及ぼす危険との関係において考慮すべきである。

6 危険性の評価は、個々にその事例に応じて実施すべきである。必要とされる情報の性質及び詳細の程度は、関係する改変された生物、その予定される用途及び潜在的な受容環境に応じて事例」とに異なり得る。

#### 方法

7 危険性の評価の過程では、一方において、特定の事項に関する追加的な情報であつて評価の過程で特定され及び要請される可能性のあるものが必要となることがあり、他方において、その他の事項についての情報が場合によっては関係のないものとなる」とがある。

8 危険性の評価は、その目的を達成するために適宜次の手順により実施する。

- (a) 潜在的な受容環境における生物の多様性に悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの）を及ぼす可能性のある改変された生物に係る新たな遺伝子型及び表現型の特性の特定
- (b) 潜在的な受容環境の改変された生物への曝露の程度及び種類を考慮した上で(a)の悪影響が現実のものとなる可能性についての評価
- (c) (a)の悪影響が現実のものとなつた場合の結果についての評価
- (d) 特定された悪影響が現実のものとなる可能性及び現実のものとなつた場合の結果についての評価に基づく改変された生物が及ぼす全般的な危険についての評価
- (e) 危険が許容することができるものであるか否か又は管理することができるものであるか否かについての勧告であつて、必要な場合にはこれらの危険を管理するための戦略の特定を含むもの
- (f) 危険の水準が確実でない場合には、特定の関心事項に関する追加的な情報を要請し又は受容環境において適当な危険の管理の戦略を実施し若しくは改変された生物を監視する」として対応する」とができる。

考慮すべき点

9 危険性の評価は、事例に応じ、次のものの特性について関連する技術的及び科学的な詳細を考慮する。

(a) 受容体生物又は親生物

受容体生物又は親生物の生物学的な特性（分類学上の位置、一般名称、起原、起原の中心及び遺伝的多様性の中心が判明している場合にはそれらの中心に関する情報並びにこれらの生物が存続し又は繁殖する可能性のある生息地に関する説明を含む。）

(b) 供与体生物

供与体生物の分類学上の位置、一般名称、出所及び関連する生物学的な特性

(c) ベクター

ベクターの特性（識別についての情報がある場合にはその情報、出所又は起原及び宿主域を含む。）

(d) 導入された核酸又は改変の特性

導入された核酸の遺伝的な特性及び導入された核酸によつて示される機能又は導入された改変の特性  
改変された生物

改変された生物の識別についての情報及び改変された生物の生物学的な特性と受容体生物又は親生物

の生物学的な特性との間の差異

(f) 改変された生物の検出及び識別

改変された生物を検出し及び識別する方法についての概要並びにこれらの方法の特異性、感度及び信頼性

(g) 予定される用途に関する情報

改変された生物の予定される用途に関する情報（受容体生物又は親生物との比較において新たな又は変更された用途を含む。）

(h) 受容環境

位置並びに地理的な、気候の及び生態学的な特性に関する情報（潜在的な受容環境の生物の多様性及び起原の中心に関する関連情報を含む。）